

70歳到達月の「本人・家族」欄について

国保の被保険者のうち、70歳に到達した被保険者は高齢者区分となり、「本人・家族」欄は「7 高入一」「8 高外一」「9 高入7」「0 高外7」のいずれかとなります。

この区分移行は

1日生まれの場合は当月から

それ以外の場合は翌月から

の適用となります。

【返戻事例】

診療報酬明細書				1 医科	1 社・国	1 国保	2 2併	8 高外一
平成 30 年 8 月分				保険者番号	4	5	x x x x	給付割合 100%
公負①		公受①		被保険者証・被保険者手帳等の記号番号				
公負②		公受②						
氏名	3昭 23.8.3 生			診療年月 平成30年8月 生年月日 昭和23年8月3日 …平成30年8月3日で70歳到達				
傷病名				→ 本家区分は… 平成30年8月診療分は一般若人区分 → 高齢者区分では返戻 (平成30年9月診療分からが高齢者区分)				
療養の給付	保	請求点	※ 決定点	一部負担金額	円			

(参考) 年齢と「本人・家族」欄について

	年齢等	「本人・家族」欄
国	義務教育就学前	「3 六入」「4 六外」 (未就学児)
	義務教育就学後 ~ 70歳未満	「1 本入」「2 本外」「5 家入」「6 家外」 (一般)
保	70歳以上75歳未満 (1日生まれの場合は当月から それ以外の場合は翌月から)	「7 高入一」「8 高外一」「9 高入7」「0 高外7」 (高齢者)
後期	75歳以上 (75歳到達日から) 65歳以上の障害認定患者 (障害認定日から)	「7 高入一」「8 高外一」「9 高入7」「0 高外7」 (後期高齢者)